

公益社団法人日野法人会 女性部会 規約

(名 称)

第1条 本部会は、公益社団法人日野法人会女性部会と称する。

(構 成)

第2条 本部会は、公益社団法人日野法人会会員のうち、経営者及び代表者の推薦する人で、本部会の目的及び主旨に賛同する者をもって組織する。

(目 的)

第3条 本部会は、公益社団法人日野法人会の定款に定める目的達成に寄与するため、税に対する理解を深め、税務知識の普及を図ると共に、会員相互の親睦を図ることを以って目的とする。

(事 業)

第4条 本部会は、前条の目的を達成するために、公益社団法人日野法人会の指導の下、次に掲げる事業を行う。

1. 税務及び経営に関する知識を習得するための研修会、その他、会員の資質の向上に必要な講習会等を開催する。
2. 会員相互の連携協調を図ること。
3. 法人会の主催する各種事業について、PRを積極的に行う等、その目的が達成されるよう協力する。
4. 地区、支部の活動に協力し、法人会員の増強運度を支援する。
5. その他、目的を達成する為に必要なこと。

(入会手続)

第5条 本部会の会員になろうとする者は、所定の申込み手続を行わなければならない。

(役 員)

第6条 本部会に次の役員を置く

(1) 理 事	40名以内
うち 部 会 長	1名
副部会長	6名以内
常任理事	11名以内
(2) 監 事	2名

(役員職務)

第7条 部会長は本部会を代表し、会務を総理する。

1. 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故ある時は、副部会長がその職務を代行する。
2. 常任理事は、本部会の常務を審議処理する。
3. 監事は、本部会の事業並びに、会計を監査する。

(役員の選任)

第 8 条 役員は、報告会において会員の中から選出し、部会長、副部会長、常任理事は理事の互選により選任する。

但し、副部会長については、日野・多摩・稲城の各地区より選任するものとする。

(役員の任期)

第 9 条 役員の任期は、選出後、第 2 回目の報告会が、終了した時に終わる。原則として、部会長の留任は認めない。

(委員会)

第 10 条 本部会は必要により、理事会の承認を得て、委員会並びに特別委員会を設置することができる。

(会議の種類及び招集)

第 11 条 会議は、報告会及び理事会とし、部会長がこれを招集する。報告会は、毎年 1 回事業年度終了後すみやかに開催する。

(年会費)

第 12 条 本部会の年会費は、これを徴収しない。

(顧問及び相談役)

第 13 条 本部会に、顧問及び相談役若干名を置くことができる。顧問及び相談役は、役員会の推薦により、部会長が委嘱する。

(事務処理)

第 14 条 本部会の事務処理は、法人会の事務局がこれにあたる。

附 則

1. この規約は、平成 7 年 5 月 23 日から施行する。
2. この規約の改廃は、総会の決議による。
3. この規約に定めない事項は、公益社団法人日野法人会の定款の規定に従うものとする。
4. この規約の一部変更(第 6 条)については、平成 10 年 4 月 22 日から施行する。
5. この規約の一部変更(第 6 条)については、平成 11 年 4 月 16 日から施行する。
6. この規約の一部変更(第 6 条)については、平成 14 年 7 月 29 日から施行する。
7. この規約の社団法人日野法人会から公益社団法人日野法人会への名称変更、及び一部変更(第 8 条) (第 9 条) (第 11 条)については、平成 25 年 4 月 26 日から施行する。